

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

働き方改革関連法に関する準備は進めていますか？

平成31年（2019年）4月1日から、①時間外労働の上限規制（大企業）②年次有給休暇の確実な取得、③フレックスタイム制の拡充、④高度プロフェッショナル制度の創設、⑤産業医・産業保健機能の強化、⑥勤務間インターバル制度の導入促進
今号では、産業医・産業保健機能の強化についてお知らせします。

産業医の活動環境の整備

産業医とは、常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務があり、事業場において、労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理、健康管理等を行う医師のことです。

産業医を選任した事業者はその事業場における産業医の業務内容等を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること等により労働者に周知しなければなりません。

事業者は、産業医の勧告を受けたときは、遅滞なく勧告の内容等を衛生委員会に報告しなければなりません。

事業者は産業医等による労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備等を講ずるように努めなければなりません。

労働者の健康管理等に必要情報の産業医への提供等

産業医を選任した事業者は、産業医に対し、労働時間に関する情報等（①健康診断実施後の措置、長時間労働者に対する面接指導後の措置若しくは労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれらの措置内容に関する情報、②休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報、③労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの）を提供しなければなりません。

長時間労働者に対する面接指導等の実施について

①労働時間の状況把握

長時間労働者に対する面接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パーソナルコンピューター等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、管理監督者や裁量労働制の適用者も含めたすべての労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。

②時間外・休日労働時間の算定・申出の手続

1月の時間外・休日労働時間数＝1月の総労働時間数－(計算期間1月間の総歴日数／7)×40

1月の総労働時間数＝労働時間数(所定労働時間数)＋延長時間数(時間外労働時間数)＋休日労働時間数

- ・時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日(例：賃金締切日等)を定めて行う。
- ・事業者は、産業医に対し、時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者の氏名及び当該超えた時間に関する情報を提供する。
⇒産業医が労働者に面接指導等の申出を勧奨することができる。
- ・事業者は、時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に対し、労働時間に関する情報を通知。
- ・事業者は、時間外・休日労働時間が月80時間を超えない労働者についても、労働時間に関する情報について開示の求めがあれば開示することが望まれる。
- ・時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者が事業者に対面接指導の申出をする。
⇒書面や電子メール等の記録が残るものとする。

③長時間労働者に対する面接指導の実施

時間外・休日労働時間が月80時間を超えた場合

事業者：申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施。

面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取・適切な事後措置。

労働者：面接指導の申出。

産業医：労働者に対し、面接指導の申出をするよう勧奨。

時間外・休日労働時間が月45時間を超えた場合

事業者：健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれる。

④医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

- ・面接指導を実施した労働者の健康保持のために必要な措置について医師の意見聴取。
- ・面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適当。
- ・事業者は、面接指導の結果の記録を作成し、5年間保存しなければならない。
- ・面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存で足りる。

⑤事後措置の実施の際に留意すべき事項

- ・事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は適切な措置を実施。
- ・面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携しつつ対応を図るが、労働者に対し、不利益な取り扱いをしない。

⑥事業場で定める必要な措置に係る基準の策定(衛生委員会等の調査審議を踏まえて決定)

- ・時間外・休日労働時間が月80時間超の全ての労働者に面接指導を実施するよう努める。
- ・時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、基準を策定することが望まれる。

⑦長時間労働者に対する面接指導等の実施に当たって

- ・月80時間超の時間外・休日労働をさせた事業場又はその恐れがある事業場等においては、申出用紙の作成、申出窓口の設置等申出を行うための体制整備、申出方法の周知徹底を図りましょう。

労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、

「国籍・地域」と「在留資格」の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

国籍・地域

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動(ワーキングホリデー) 特定活動(EPA) 特定活動(高度学術研究活動) 特定活動(高度専門・技術活動) 特定活動(高度経営・管理活動) 特定活動(高度人材の就労配偶者) 特定活動(建設分野) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動(造船分野) 特定活動(外国人調理師) 特定活動(ハラル牛肉生産) 特定活動(製造分野) 特定活動(就職活動) 特定活動(その他)
-----------	--	--

★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例)技能実習1号イ など

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

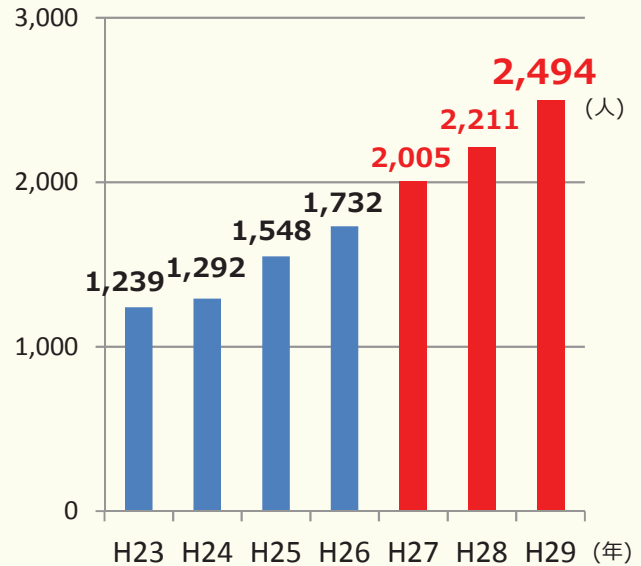
近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超えています**。

外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、**作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫**が必要です。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

！ 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（裏面を参照してください）。
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

